



今年は自宅のパソコンで申告書を作成してみませんか

申告の準備はお早めに

所得税の確定申告の受け付けを開始

これから税申告の時期を迎えます。期間内にスムーズな申告ができるよう早めに準備しましょう。

パソコンで作成がおすすめ

確定申告書は、国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。作成した申告書は、そのまま印刷して必要書類を添えて税務署へ提出できます。窓口での混雑もなく、還付の時期も早い

です。

また、e-Taxによる申告書の送信が、事前に税務署でIDなどを取得することで、マイナンバーカードやICカードリーダーがなくてもできるようになりました。詳しくは千葉南税務署に問い合わせてください。

申告書作成会場

所得税の申告書作成会場を左のとおり開設します。会場へ行く前に、下のチェックリストで自分の申告に必要なものをそろえましょう。

還付申告の受け付け

所得税が源泉徴収されていて医療費控除の申告をする人や、年末調整を受けていない人などは、還付申告ができます。申告期間外でも、千葉南税務署で受け付けています。

公的年金などを受給している人の申告

確定申告をする必要がない人でも、所得税の還付を受けるために確定申告が必要です。確定申告をしないときでも、市・県民税の医療費控除などを受けるときは、市・県民税の申告が必要です。

申告に必要な主なもの

平成30年中の所得が分かる書類
(源泉徴収票など)

所得控除を受けるときの書類

| | |
|---------|---------------------|
| 医療費控除 | 「医療費控除の明細書」など |
| 社会保険料控除 | 各種証明書や領収書 |
| 生命保険料控除 | 各種証明書 |
| 地震保険料控除 | 各種証明書や領収書 |
| 寄付金控除 | 各種証明書や領収書 |
| 障害者控除 | 障害者手帳など障がいの程度が分かる書類 |

マイナンバーが確認できる書類

身元確認書類
(運転免許証、パスポートなど)

印鑑(認印)

所得税申告書の作成相談会場

税理士などと相談して申告書を作成します。各会場とも、混雑状況により、受け付け時間を短縮することがあります。

千葉南税務署

受付期間 2月18日(月)～3月15日(金)午前8時30分～午後4時

注意事項 (1)土・日曜日の受け付け不可。2月24日(日)、3月3日(日)のみ受け付け可。(2)期間中、駐車場の利用不可。

五井会館

受付期間 2月5日(火)～2月7日(木)午前9時～午後3時

注意事項 事前に作成した申告書の提出は不可。

市役所第2庁舎3階 対象者限定申告会場

受付期間 2月18日(月)～2月22日(金)午前9時～午後3時

対象 給与収入・公的年金収入のみの人。次の人は相談不可。①個人年金や営業・農業・不動産所得、一時・配当所得、土地・建物・株式などの譲渡所得がある人 ②住宅ローン控除を新規に受ける人 ③平成29年分以前の申告をする人

注意事項 事前に作成した申告書の提出は不可

問合せ先

千葉南税務署
〒260-8688
千葉市中央区
蘇我5-9-11
☎043(261)5571

市民税課
☎(23)9811

市県民税の申告を受け付け

受付期間 2月18日(月)～3月15日(金)午前9時～午後5時15分(土・日曜日を除く。)

会場 市役所第2庁舎3階

申告が必要な人

- 今年の1月1日時点で市内在住で平成30年中に営業や農業、不動産などの収入があった人
- 収入がなく、次のいずれかに該当する人
 - 誰にも扶養されていないか、別世帯の人に扶養されている。
 - 所得証明書などが必要である。
 - 国民健康保険や介護保険、国民年金に加入している。
 - 児童手当などを受けている。

申告が不要な人

- 所得税の確定申告を提出した人
- 収入が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書を提出済みの人
- 収入が年金のみで、源泉徴収票に記載されている控除に誤りや追加控除がない人



問合せ先 市民税課☎(23)9811

「障害者控除対象者認定書」を交付

税法上の障害者控除を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」を交付します。

対象 65歳以上で介護保険制度の要介護1以上の認定を受けている人(身体障害者手帳などの所持者は除く。)か、その人を扶養している親族

申請方法 高齢者支援課にある申請書(市ウェブサイトからダウンロード可)に必要な事項を書き、窓口で申し込む。

必要なもの (1)申請者の身分証明書 (2)認定対象者と申請者の認印

注意事項 (1)平成30年分所得税と平成31年度市・県民税の申告のために認定書の交付を受けるには、平成30年12月31日時点で要介護1以上の認定を受けていること (2)審査の結果、交付できないことがあります。

申請・問合せ先 高齢者支援課☎(23)9873